

住民投票条例に規定する基本的事項に関する提言

第1 住民投票制度の意義と位置付け

基本的な考え方

- 1 住民投票制度は、市政の重要な課題について、投票により住民の意思を把握し、その総意を市政に反映させていくための仕組みである。
- 2 住民投票は、市民参加制度その他の参加の仕組みで解決がされない場合、議論を重ねたがどうしても合意に至らなかった場合等に実施されるものである。そのため、十分な情報提供と活発な議論を経た後の住民投票の実施が求められる。
- 3 住民投票制度は議会や市長の固有の権限を侵すものではなく、間接民主制を補完する制度として位置付けられる。

市民検討懇話会での議論・検討内容

苫小牧市自治基本条例（平成18年条例第39号。以下「自治基本条例」という。）では、まちづくりの基本原則として「情報共有の原則」、「市民参加の原則」、「協働の原則」を規定している。住民投票については、自治基本条例第6条において、「市政の重要な課題に関する市民の意思を直接確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を行うことができる。」としている。

1 住民投票制度の意義

住民投票制度は、市政の重要な課題について、投票という手段により住民の意思を把握し、その総意を市政に反映させていくための仕組みである。これまで住民投票は、住民、議会、市長との間に大きな意見の相違が見られる場面において様々な自治体で実施されてきた。

公共サービスに求めるイメージや考え方は、社会が成熟して複雑になるにつれ、大きく変化するとともに、多様化、高度化している。その中で、市民生活に重大な影響を及ぼすことが想定される市政の重要な課題に対しては、市民全体の意向を的確に把握した上で、議会や市長が最終的な判断を行うことが必要となる。

そのため、住民投票制度は、住民の意思を確認する手段として、効果的な役割を果たすものと考えられる。また、住民は、市政に住民の意思が十分に反映されていない状況が生じたとき、自らの意思を示す手段として住民投票制度を利用することが可能になる。

2 住民投票制度と市民参加制度との関係

市政の重要な課題であっても、他の市民参加の仕組みが適切に機能していれば、住民投票の実施に至らないことも考えられる。市は様々な手法により市民への理解を求め、政策の立案の過程においても市民との協働により事業を実施している。政策の形成と実施に至るまでには、多様な段階において様々な手法が用意されている。そのため、住民投票は、議論を重ねた結果、どうしても合意に至らない場合に実施されるものである。住民投票を実施する場

合には、その前提として十分な情報提供と活発な議論が不可欠となる。

住民投票制度の創設は、いかなる案件についても直ちに住民投票を実施する趣旨ではない。住民投票の実施には相当の費用が発生するとともに、その政治的な影響についても極めて大きいものである。住民投票制度は多様な仕組みの一つに過ぎない。そのため、住民投票は、その前段としての市民参加制度や、十分な情報提供による活発な議論を経た後の実施が求められる。

3 住民投票制度と間接民主制との関係

住民投票制度は、議会や市長の意思決定に住民の意思を反映させるための手段である。市の最終的な意思決定は、投票結果に対する尊重義務を果たした上で、議会と市長がそれぞれの権限に基づき行うものである。

現在の地方自治制度では、議会と市長の二元代表制により意思決定がされている。そのため、住民投票制度は、議会や市長の固有の権限を侵すような間接民主制を否定するものではなく、間接民主制を補完する制度として位置付けられる。